

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(令和5年)

●特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

	目標 (R7年)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
女性職員の割合※	3.2%	2.3%	2.5%			

※各年度4月1日時点

	目標 (R7年)	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
年次有給休暇の取得推進	5日以上取得	100%	89.7%	87.9%		
	1人当たり12日以上取得	100%	44.7%	53.0%		
男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇合計6日以上取得※	100%	73.9%	70.0%			

※各年中、子供が生まれた男性職員に対する、当該休暇を計6日以上取得した職員の割合

●女性活躍推進法第21条に基づく女性の活躍状況の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
採用した職員に占める女性職員の割合※1	6.7%	5.6%			
採用試験受験者の総数に占める女性の割合※2	5.3%	5.5%			
管理職に占める女性職員の割合 (各役職段階に占める女性職員の割合)※1	部長職	0.0%	0.0%		
	次長職	0.0%	0.0%		
	課長職	0.0%	0.0%		
	課長補佐職	0.0%	0.0%		
	係長職	0.0%	0.0%		

※1 各年度4月1日時点

※2 各年度4月1日付採用に係る採用試験時(前年実施)の割合

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
平均勤続年数※	男性職員	17.5年	17.0年		
	女性職員	9.1年	9.25年		

※各年度4月1日時点

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
男女別の育児休業の取得率※	男性職員	0.0%	5.0%		
	女性職員	0.0%	0.0%		

※各年中、当該休業の取得要件を満たした職員数に対する、取得職員数の割合

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
男女別の育児休業の取得期間の分布状況※	1月未満	男性職員	0.0%	0.0%		
		女性職員	0.0%	0.0%		
	1月以上 3月未満	男性職員	0.0%	100.0%		
		女性職員	0.0%	0.0%		
	3月以上 6月未満	男性職員	0.0%	0.0%		
		女性職員	0.0%	0.0%		
	6月以上 9月未満	男性職員	0.0%	0.0%		
		女性職員	0.0%	0.0%		
	9月以上 12月未満	男性職員	0.0%	0.0%		
		女性職員	0.0%	0.0%		
12月以上 24月未満	男性職員	0.0%	0.0%			
	女性職員	0.0%	0.0%			
24月以上	男性職員	0.0%	0.0%			
	女性職員	0.0%	0.0%			

※各年中、当該休業を取得した職員に対する、取得期間の割合

		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
男性職員の配偶者出産補助及び 育児参加のための休暇取得率	取得率※	100.0%	100.0%			
	計6日以上取得率	73.9%	70.0%			

※各年中、子供が生まれた男性職員に対する、当該休暇を取得した職員の割合

		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
男性職員の配偶者出産休暇 及び育児参加のための休暇 の合計取得日数分布状況※	1日未満	0.0%	0.0%			
	1日以上2日未満	0.0%	5.0%			
	2日以上3日未満	0.0%	0.0%			
	3日以上4日未満	8.7%	5.0%			
	4日以上5日未満	8.7%	5.0%			
	5日以上6日未満	8.7%	15.0%			
	6日以上7日未満	4.4%	0.0%			
	7日以上8日未満	8.7%	10.0%			
8日	60.9%	60.0%				

※各年中、子供が生まれた男性職員に対する、当該休暇の取得日数の割合

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1人当たりの1月当たりの平均超過 勤務時間	管理職	0.7h	1.3h			
	管理職以外	3.2h	3.9h			
上限を超えて超過勤務した職員数 (延べ人数)※	管理職	0人	0人			
	管理職以外	0人	0人			

※上限～45時間(「宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」第8条第3項に規定する1月における超過勤務の必要最小限時間)

		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
年次有給休暇の取得日数の状況 (1人当たり平均取得日数)	毎日勤務者※1	9.6日	9.9日			
	隔日勤務者※2	11.7日	12.3日			

※1 毎日勤務者～平日8時30分から17時15分まで勤務をする職員

※2 隔日勤務者～24時間ごとに交替勤務をする職員